



金沢市公報

号外第8号の2

平成21年(2009年)3月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| | |
|------------------------------------|-----|
| 目次 | ページ |
| 規 則 | |
| 金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (財政課) | 1 |

| | |
|---|---|
| 告 示 | |
| 金沢市定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に関する要綱 (市民参画課) | 1 |

規 則

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月13日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第4号

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第70条に次の1号を加える。

(20) 定額給付金及び子育て応援特別手当

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1支出アの表中

法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。

医療費、介護保険給付費並びに施設の共益費及び人件費に係るものは、所管局長専決とし、合議を要しない。

を

法令等に基づく負担金、交付金(定額給付金及び子育て応援特別手当を除く。)及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。

医療費、介護保険給付費並びに施設の共益費及び人件費に係るもの並びに定額給付金及び子育て応援特別手当は、所管局長専決とし、合議を要しない。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第40号

金沢市定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に関する要綱を次のように定める。

平成21年3月13日

金沢市長 山 出 保

金沢市定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給（以下「定額給付金の給付等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定額給付金 景気後退下での市民の不安に対処するため、市民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、市民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものとして、本市が市民に対して給付する給付金をいう。
- (2) 子育て応援特別手当 現下の厳しい経済情勢に鑑み、多子世帯の幼児教育期における子育てを支援することを目的として、本市が当該幼児教育期にある第2子以降の子がいる世帯の世帯主に対して支給する手当をいう。

(定額給付金の給付対象者)

第3条 定額給付金の給付の対象となる者（以下「定額給付対象者」という。）は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）
- (2) 本市の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者
 - ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（基準日以前の出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

(子育て応援特別手当の支給対象者)

第4条 子育て応援特別手当の支給の対象となる者（以下「特別手当支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特別手当支給対象幼児」という。）の属する世帯の世帯主で、定額給付対象者の要件に該当するものとする。

- (1) 世帯に属する平成2年4月2日から平成17年4月1日までに出生した者（以下「特別手当支給算定基礎児童」という。）が2人以上いる場合における当該特別手当支給算定基礎児童のうち平成14年4月2日から平成17年4月1日までに出生した者（第2子以降の者に限る。）で、定額給付対象者の要件に該当するもの
- (2) 特別手当支給算定基礎児童を2人以上扶養し、かつ、当該扶養する特別手当支給算定基礎児童が異なる世帯に属する場合における当該特別手当支給算定基礎児童のうち平成14年4月2日から平成17年4月1日までに出生した者（第2子以降の者に限る。）で、定額給付対象者の要件に該当するもの（前号に該当する者を除く。）

(定額給付金及び子育て応援特別手当の申請・受給者)

第5条 定額給付金の給付を申請し、及びこれを受給することができる者（以下「定額給付申請・受給者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者））
 - (2) 基準日において、本市の外国人登録原票に登録されている者のうち定額給付対象者の要件に該当する者については、その者（ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原票において、当該死亡した者の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれた者）
- 2 子育て応援特別手当の支給を申請し、及びこれを受給することができる者（以下「特別手当支給申請・受給者」という。）は、次のとおりとする。
- (1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち特別手当支給対象者の要件に該当する者については、その者（ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中

から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者）

- (2) 基準日において、本市の外国人登録原票に登録されている者のうち特別手当支給対象者の要件に該当する者については、その者（ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原票において、当該死亡した者の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれた者）

(定額給付金の給付額及び子育て応援特別手当の支給額)

第6条 定額給付金の給付額は、定額給付対象者1人につき12,000円とする。ただし、昭和19年2月2日以前に出生した者及び平成2年2月2日以後に出生した者については、定額給付対象者1人につき20,000円とする。

- 2 子育て応援特別手当の支給額は、特別手当支給対象幼児1人につき36,000円とする。

(対象者リストの作成)

第7条 市長は、定額給付金の給付等に当たっては、定額給付対象者、定額給付申請・受給者、定額給付申請・受給者ごとの給付額、特別手当支給対象者、特別手当支給対象幼児、特別手当支給申請・受給者、特別手当支給申請・受給者ごとの支給額並びに住民基本台帳又は外国人登録原票における住所等を掲載した定額給付対象者及び特別手当支給対象者のリスト（以下「対象者リスト」という。）を作成し、これに基づき定額給付金の給付等を行う。

(申請受付開始日及び申請期限)

第8条 定額給付金の給付等の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 定額給付金の給付等の申請の期限は、前項に定める日から6箇月を経過した日とする。

(申請及び給付の方式)

第9条 定額給付金の給付等の申請は、定額給付金申請書（様式第1号）又は定額給付金・子育て応援特別手当申請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、第4条第2号に該当する者に係る申請は、子育て応援特別手当特例申請書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 市長は、あらかじめ、対象者リストに基づき、定額給付申請・受給者及び特別手当支給申請・受給者（以下「申請・受給者」という。）に対し、前項の定額給付金申請書又は定額給付金・子育て応援特別手当申請書を送付するものとする。

- 3 申請・受給者による申請及び定額給付金の給付等は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方式は、申請・受給者が、金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に居住している等、第1号又は第2号に掲げる方式による給付又は支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式（申請・受給者が申請書（第1項の定額給付金申請書、定額給付金・子育て応援特別手当申請書又は子育て応援特別手当特例申請書をいう。以下同じ。）を郵送により市長に提出することにより、当該申請・受給者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（申請・受給者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請・受給者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 窓口現金受領方式（申請・受給者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該窓口で現金により給付し、又は支給する方式をいう。）

- 4 定額給付対象者、特別手当支給対象者又は特別手当支給対象幼児で、外国人登録原票に登録されているものうち、出入国管理及び難民認定法に定める在留期間が、前条第2項に規定する定額給付金の給付等の申請の期限内に経過すると見込まれるものについては、前項の規定にかかわらず、同項第1号の郵送申請方式は行わない。

- 5 申請・受給者は、定額給付金の給付等の申請に当たっては、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書（ただし、日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録証）の写し又は原本（以下「公的身分証明書の写し等」という。）を提出し、又は提示するものとする。

(代理による申請)

第10条 代理人（定額給付金の給付等の申請を代理する者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 申請・受給者の属する世帯の世帯構成者（同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、申請・受給者と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者は、住民基本台帳上の世帯構成者でない場合であっても、代理人として申請を行うことができるものとする。）

- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判

がなされた補助人をいう。)

(3) 民生委員その他申請・受給者の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

2 代理人は、定額給付金の給付等の申請をしようとするときは、申請書に委任状を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該申請書の委任欄への記載をもって委任状の提出に代えることができる。

3 市長は、代理人による定額給付金の給付等の申請について、当該代理人が、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めると等により当該代理人本人であること及び対象者リスト等により代理人となる資格を有することを確認しなければならない。

(給付決定及び給付)

第11条 市長は、前2条の規定による定額給付金の給付等の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、定額給付金の給付等を決定し、当該申請・受給者(その代理人を含む。)に対し、定額給付金の給付等を行うものとする。

(定額給付金の給付等に関する周知)

第12条 市長は、定額給付対象者及び特別手当支給対象者並びに申請・受給者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の定額給付金の給付等に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 第8条第2項に定める期限までに、定額給付金の給付等の申請を行わない者は、定額給付金又は子育て応援特別手当の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が第11条の規定により定額給付金の給付等の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請・受給者の責めに帰すべき事由により定額給付金の給付等ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(定額給付金及び子育て応援特別手当の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により定額給付金の給付等を受けた者がいるときは、既に給付又は支給を受けた定額給付金又は子育て応援特別手当の返還を求めるとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 定額給付金の給付等を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第9条関係)

定額給付金申請書

(あて先) 金沢市長

世帯主(申請・受給者)

| | | | | | |
|----|------|-----|---|---|---|
| 氏名 | フリガナ | 申請日 | 年 | 月 | 日 |
| 住所 | 電話番号 | | | | |

下記の事項に同意の上、定額給付金を申請します。

定額給付金の受給等に関して、受給資格の有無等について、公簿等で確認することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

受取口座の誤記等の理由により振込が完了せず、かつ、私が 年 月 日までに補正を行わないときは、市長がこの申請を取り下げたものとみなすことに同意します。

給付対象者

| 氏名 | 生年月日 | 定額給付金 | 要否 |
|----|------|-------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

ゆうちょ銀行以外の金融機関

| 金融機関名 | 支店名 | 口座名義 | フリガナ |
|-------|-----|----------------|------|
| | | 1. 普通 2. 当座 | 口座番号 |

ゆうちょ銀行(郵便局)

| 通帳記号 | 通帳番号 |
|------|------|
| | 口座名義 |
| | フリガナ |

通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座名義人、口座番号が示された部分)を添付してください。

記入された個人情報は、定額給付金の事務以外には使用しません。

代理申請を行う場合

| 代理人氏名 | 代理人生年月日 | 代理人住所 |
|-------|---------|-------|
| フリガナ | | 電話番号 |

上記の者を代理人と認め、定額給付金の 申請・請求 受領 を委任します。

世帯主

印

様式第2号 (第9条関係)

定額給付金・子育て応援特別手当申請書

(あて先) 金沢市長
世帯主 (申請・受給者)

| | | | | | |
|----|------|-----|---|---|---|
| 氏名 | フリガナ | 申請日 | 年 | 月 | 日 |
| 住所 | 電話番号 | | | | |

下記の事項に同意の上、定額給付金及び子育て応援特別手当 (以下「定額給付金等」といいます。) を申請します。

定額給付金等の受給に関して、受給資格の有無等について、公簿等で確認することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

受取口座の誤記等の理由により振込が完了せず、かつ、私が 年 月 日までに補正を行わないときは、市長がこの申請を取り下げたものとみなすことに同意します。

給付対象者

| 氏名 | 生年月日 | 定額給付金 | 要否 | 子育て応援特別手当 | 要否 |
|----|------|-------|----|-----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |

ゆうちょ銀行以外の金融機関

| | | | |
|-------|-----|----------------|------|
| | | 口座名義 | フリガナ |
| 金融機関名 | 支店名 | 1. 普通 2. 当座 | 口座番号 |

ゆうちょ銀行 (郵便局)

| | |
|------|------|
| 通帳記号 | 通帳番号 |
| | 口座名義 |
| | フリガナ |

通帳の写し (金融機関名、支店名、口座種類、口座名義人、口座番号が示された部分) を添付してください。
記入された個人情報、定額給付金等の事務以外には使用しません。

代理申請を行う場合

| | | |
|-------|---------|-------|
| 代理人氏名 | 代理人生年月日 | 代理人住所 |
| フリガナ | | 電話番号 |

上記の者を代理人と認め、定額給付金等の 申請・請求 受領 を委任します。

世帯主 ㊞

様式第3号 (第9条関係)

子育て応援特別手当特例申請書

(あて先) 金沢市長

金沢市定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に関する要綱第9条第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

1. 同じ世帯に属する特別手当支給算定基礎児童

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 扶養する者の氏名 | 続柄 |
|----|----|------|----------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2. 異なる世帯に属する特別手当支給算定基礎児童

| 氏名 | 生年月日 | 扶養する者の氏名 | 続柄 | 扶養する者の住所 |
|----|------|----------|----|----------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

扶養していることを証する書類の写しを添付してください。

子育て応援特別手当の受給に関して、受給資格の有無等について、公簿等で確認することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

受取口座は、定額給付金及び子育て応援特別手当の申請で指定したものと同一のものとします。

上記の事項に同意した上、子育て応援特別手当の申請をします。

世帯主 (申請・受給者)

| | | | | | |
|----|------|-----|---|---|---|
| 氏名 | フリガナ | 申請日 | 年 | 月 | 日 |
| 住所 | 電話番号 | | | | |

平成21年(2009年)3月13日 印刷 発行人
平成21年(2009年)3月13日 発行 発行所
定価 120円 印刷所

石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄